令和４年６月

農業委員会議議事録

開 催 日：令和４年６月２４日（金）

場　　所：越谷市農業技術センター２階
　　研修室

開会時刻：午前　９時５６分

越 谷 市 農 業 委 員 会

１．開催年月日　　令和　４年　６月２４日（ 金 ）

２．開催場所　　越谷市農業技術センター　２階研修室

３．農業委員出欠状況

議席	氏　　名	出欠	議席	氏　　名	出欠
1	瀬　尾　　守	出	8	宇田川　道　代	出
2	藤　井　光　昭	出	9	吉　田　佳　子	出
3	坂　巻　秀　雄	出	10	田　口　　勲	出
4	山　﨑　保　夫	出	11	荻　島　元　治	出
5	渋　谷　喜代治	欠	12	金　子　繁　雄	出
6	小　沼　真由美	出	13	小　林　　博	出
7	大　熊　敏　夫	出	14	三ツ木　宗　一	出

４．農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏　　名	出欠	議席	氏　　名	出欠
1	小早川　久　夫	出	8	飯　髙　　進	出
2	神　田　東　一	出	9	齋　藤　晃　一	出
3	今　井　富士雄	出	10	鈴　木　喜　雄	出
4	林　　信　雄	出	11	豊　田　佳　樹	出
5	岡　安　昇　治	出	12	松　沢　浩　之	出
6	関　根　　栄	出	13	原　田　源　一	出
7	高　島　　豊	出			

５．出席者　　事務局長　　関　根　正　和
　　統括主幹　　齋　藤　利　明
　　技　　師　　小　島　拓　也

（説明員）　開発指導課長　　田　中　克　尚
　　農業振興課主査　　濱　野　洋　平
　　農業振興課主任　　石　垣　智　章

６．議　事

① 議事録署名人の指名

② 議　案

第１号議案　農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について

第２号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について

第３号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について

第４号議案　農用地利用集積計画（案）の決定について

第５号議案　農用地利用配分計画（案）に対する意見について

第６号議案　特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認について

③ 報　告

第１号報告　農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について

第２号報告　農地法第４条第１項第８号の規定による届出の受理について

第３号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理について

第４号報告　農地法第１８条第６項の規定による届出の受理について

第５号報告　農地所有適格法人報告書の受理について

７．議　長　　越谷市農業委員会会長　　金　子　　繁　雄

８．閉会時刻　　午前１０時３６分

９．会議の内容

局　　長　本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会　　長　おはようございます。毎日暑い日が続く中、どうもご苦労さまです。

今日も気温は30度を超え、明日以降はさらに35度に達するとの予測が伝えられております。

先日テレビで「温度差のアレルギー」について取り上げておりました。聞き慣れない言葉でしたが、あまりに寒暖差が激しいと「風邪を引いたような症状を訴える……」と耳鼻咽喉科の先生が言っておられました。

お医者さんは「コロナではないか」ということをまず、疑ったらしいのですが……で、いろいろ検査をしたらそうではなかった……、実はコロナでなく、風邪でも同じような症状を訴える患者もいる、なかなか判断が難しいのだそうです。さらにこれからはインフルエンザの流行も懸念されますし、新しい病気がどんどん出てくる……こんな大変なご時世になってしまったのかなと、感じたところです。

梅雨に入って、まだ僅かな日数しか経っておりませんが、ここ１週間ほどは「晴れ」の日が続いて、気温も35度前後、その後は来月19日には梅雨明けだそうです。

こんな空梅雨では、秋の長雨が来る……と昔から言われています。そうしますと、我々米農家にとっては、秋の長雨が続くと米の「乾燥」に時間がかかります。これに追い打ちをかけるのが燃料代の高騰です。この結果が近年のような米価安では農家はたまったものではありませんよね。

他の農産物についても同様です。原料や肥料は“輸入のモノ”が多く、戦争のおかげで原油高、燃料高、運搬コスト高騰、これに異常気象が拍車をかける……知人の話では春先に買った肥料の値段が既に３

倍に跳ね上がっていると……

こんな状況では農業やっていられない、農業経営が成り立たない、上手くいかなければ農業を、止める、耕作しない農地（管理できない農地）が増える、耕作放棄地として農地が荒廃してしまう、我々農家にとって非常に困る、悪循環が起きてくることが心配されるのです。

これから参議院選挙が始まります。ぜひ景気が良くなるように議員さんには頑張っていただかないと……。我々農家には特に補償がないのです。市（行政）でも、肥料についての補助金を含めた支援策を考えているようですけれど、まだ具体的な話は聞いておりません。最低でも、我々農家が「農業を継続できる」ような支援を是非お願いしたいところです。

コロナ禍の終息に向けた道筋は、未だになかなか見えてきませんが、皆様、体調管理に十分気をつけて、日々の農作業に従事していただくようお願い申し上げまして、話まとまりませんけれども、挨拶といたします。本日も慎重審議をお願いいたします。

局　　長　ありがとうございました。

本日は、渋谷委員より欠席の連絡をいただいております。よって、出席委員は14名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、本日は、第６号議案　特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認についての説明員として、農業振興課の濱野主査、石垣主任が同席しておりますので、報告いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議　　長　ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、３番の坂巻委員、４番の山﨑委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第１号議案　農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

統　括　主　幹　　議案書の１ページを御覧ください。

第１号議案　農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、１番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、申請人は、近年、体調を崩すことが多くなり、農地の管理が難しくなったことから、知人に土地の管理について相談したところ、近隣の方から駐車場として貸してほしいとの要望があり、困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

続きまして、２番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび土地の調査をしたところ、申請地は農地転用の手続を怠っていたことが判明したため、引き続き住宅敷地として利用することから適法な土地にするための申請です。

なお、令和４年６月３日付で、今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨のてんまつ書が提出されております。

また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

以上２件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第２種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、１番について瀬尾委員、２番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、１番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

１　番　委　員（瀬尾委員）　　１番の件についてご説明いたします。

６月14日に現地確認を行っております。申請地の現況は畑で、転用の目的は駐車場であります。北側の出入り口を除いて、周囲にコンクリートブロック等を設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれは

ないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議　　長　ありがとうございました。

２番について、藤井委員よりお願いいたします。

２　番　委　員（藤井委員）　２番の件についてご説明いたします。

６月14日に現地を確認いたしましたが、申請地の現況は宅地で、転用の目的は住宅用敷地（追認）です。当該地は、いわゆる線引き前から住宅敷地として使用されており、周辺には農地もなく、現況がコンクリート敷きとなっていることから、被害防除対策はありません。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第２号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

統　括　主　幹　議案書の２ページを御覧ください。

第２号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、手狭となり家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家から車で５

分ほどの距離に位置し、小学校にも近く、子育ての支援や将来の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、２番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供２人、計４人で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していましたが見つからず、祖父へ相談したところ、祖父の所有する土地を勧められ、申請地は実家に徒歩で１分の距離に位置し、子育ての支援や将来の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、２件の農地区分は第１種農地ですが、農地法施行令第11条第１項第２号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第４号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、３番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、家財が増え手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にもほど近く、子育ての支援や将来の介護を踏まえ家族が安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、４番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和59年から市内に本店を置く、主に上下水道設備工事を営む法人です。現在使用している資材置場が手狭となり新たに資材置場用地を探していたところ、申請地は本社から３分程度の距離に位置し、アクセスもよく計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。なお、令和４年２月15日付で資材置場として農用地区域から除かれております。

続きまして、５番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供６人、計８人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地

を探していたところ、申請地は小学校や仕事場にも近く最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、６番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供２人、計４人で居住しておりますが、手狭となり戸建住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は商業施設や妻の実家にも近く、子育ての支援や将来の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、７番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は昭和59年から八潮市に本店を置く、主に建設機器修理及びレンタル業を営む法人です。現在本社の敷地の一部に資材置場を設け使用しておりますが、資材の増加に伴い手狭となり新たに資材置場用地を探していたところ、申請地は本社からのアクセスもよく計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

以上５件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第２種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、１番について三ツ木委員、２番について吉田委員、３番について瀬尾委員、４番及び５番については私から説明いたします。６番及び７番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、１番について、三ツ木委員、お願いいたします。

１４番委員（三ツ木委員）　１番の件について説明いたします。

６月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。被害防除対策として、北側出入り口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれ

はないと判断いたします。

以上、報告いたします。よろしくお願いします。

議　　長　ありがとうございました。

２番について、吉田委員よりお願いいたします。

９　番　委　員（吉田委員）　２番の件について説明いたします。

６月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。被害防除対策として、西側出入り口を除く周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございます。

３番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

１　番　委　員（瀬尾委員）　３番の件についてご説明いたします。

６月14日に現地確認を行っております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅であります。東側の出入口を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議　　長　ありがとうございました。

４番及び５番について、私から説明いたします。

４番の件について説明いたします。

６月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は資材置場です。南側出入口を除き、周囲にコンクリートブロック及びネットフェンスを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、５番の件について説明いたします。

同じく６月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。北側出入り口を除き、東側及び西側にコンクリートブロックを設置し、南側は既存コンクリートブロックが設置さ

れていることから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

６番及び７番について、田口委員よりお願いいたします。

１０番委員（田口委員）　それでは、まず初めに、６番の件について説明をいたします。

６月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。東側出入り口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、７番の件について説明をいたします。

同じく６月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は資材置場です。北側出入り口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びネットフェンスを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

はい。

２番委員（藤井委員）　２番の藤井でございます。

４番の資材置場、これ高台の上に少し乗ることになるのでしょうか。施工ですね。４番の七左町の193―１、この図面見ますと高台の上に乗るような図面で描いてあるのですけれども、どういう地形なのでしょうか。

統括主幹　現況は畑になっていて、かなり高くなっております。そこをこれから許可後に開発指導課のほうに工事着手届をしまして、現地の立会いをして、それから工事に着手するということになるのですが、道路から見ると50センチくらいは現況では上がっています。ただ、そこを掘削、土を搬出するのか分かりませんけれども、周りにコンクリートブロックを設置するので、現状の今の高さでやるのか否かというのは、

その辺ちょっと開発のほうの現場立会いのところで確定してくるのかなと思います。

以上です。

２　番　委　員（藤井委員）　50センチほどですね。高さ……

統　括　主　幹　今の道路の地盤面から50センチくらいは上がっています。

２　番　委　員（藤井委員）　分かりました。

議　　長　付け加えると、この左の図面のところに出羽公園があって、この辺は水が出る地域なので、それで畑も高くしてあるので、多分そのまま使うのかなとは思いますけれども。やっぱり資材が水没しないように。そういう地域なので、配慮しているものと思われます。

ほかに。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第３号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局から説明願います。

統　括　主　幹　議案書の３ページを御覧ください。

第３号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について説明します。

本件は、農業経営を継続することを前提として、租税特別措置法の規定に基づき相続人が農地を相続により取得した場合には、相続税の納税猶予の特例が受けられることとなっております。

被相続人氏名、相続人氏名の順に読み上げます。

それでは、１番の内容ですが、筆数が２筆です。面積は1,716平方メ

ートルです。相続開始年月日は令和３年11月11日です。

事務局からは以上です。

議　　長　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員９番の齋藤委員よりお願いいたします。

９番推進委員（齋藤委員）　１番について、６月14日に現地を確認しましたので、報告いたします。

申請地の農地２筆につきましては、適正に管理、耕作されておりますので、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。

続きまして、第４号議案　農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

統括主幹　議案書の４ページ及び５ページを御覧ください。

第４号議案　農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

１番、581平方メートル、再設定で、期間は５年です。

２番、３筆の合計250平方メートル、再設定で、期間は５年です。

３番、393平方メートル、再設定で、期間は５年です。

４番、７筆の合計1,683平方メートル、再設定で、期間は５年です

５番、323平方メートル、再設定で、期間は５年です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議　　長　ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第５号議案　農用地利用配分計画（案）に対する意見について、事務局から説明願います。

統括主幹　議案書の６ページから８ページを御覧ください。

第５号議案　農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明します。

農用地利用配分計画（案）につきましては、農地中間管理機構の公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得した土地で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき越谷市長より意見を求められたものです。本件は、西新井・北後谷地区事業地内担い手の変更に伴う配分計画（案）であり、賃借権の設定を受ける者、面積、期間の順に読み上げます。

１番、24筆の合計１万7,334平方メートルです。期間は７年７か月です。

事務局からは以上です。

議　　長　ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　　挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第６号議案　特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認について、農業振興課から説明願います。

農業振興課　　農業振興課の石垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議案書の９ページを御覧ください。

第６号議案　特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認についてご説明いたします。

市民農園の開設につきましては、複数の法律に基づき、幾つかの方法がありますが、今回の市民農園は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき開設するものでございます。

開設までの手続としまして、まず越谷市と開設者との間で貸付協定を締結いたします。この協定では、市民農園の適切な管理についてや、これに違反した場合の協定の廃止などを定めております。協定締結後、市民農園の具体的な運営方法を定めた貸付規程を作成し、その内容を基に貴委員会の承認を得ることで開設できるものとなります。

続いて、市民農園の概要についてご説明いたします。市民農園の開設者は、土地所有者自身であり、１区画の貸付面積は約10平米、合計311区画を整備いたします。利用料は、月額6,500円、年間７万8,000円となります。貸付期間は５年間、募集方法は、チラシやインターネット上で随時公募といたします。応募対象者の制限等はなく、貸付条件は違法、不当なものではないことを確認いたしております。

また、農園には栽培指導員を配置し、週２日、農園の管理業務を実施する予定であり、農地の適切な利用を確保することができるものと考えております。

農園の周囲は宅地、道路及び畑地となっており、周辺への被害防除対策として、ブロック及びネットフェンスを設置するため、周辺における農業上の利用の増進に支障はなく、農園の位置やその規模につい

ては妥当なものであると考えます。

農業振興課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

統　括　主　幹　それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の10ページです。第１号報告　農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について、１件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、11ページです。第２号報告　農地法第４条第１項第８号の規定による届出の受理について、１件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、12ページから14ページです。第３号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理について、16件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第１号報告、第２号報告、第３号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、15ページです。第４号報告　農地法第18条第６項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回は、１件の届出がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、17ページです。第５号報告　農地所有適格法人報告書の受理について、今回１件の報告書が提出されました。農地所有適格法人は、農地法第６条第１項の規定により、「毎年事業状況等を農業委員会に報告しなければならない」こととされております。また、農地法施行規則第58条第１項では、「毎事業年度の終了後３か月以内」に農業委員会に報告書を提出しなければならないこととなっております。

１番の法人につきましては、事業年度終了が２月末日であり、令和４年５月23日付で報告書の提出がございました。農地所有適格法人たる要件を満たしているか否かを渋谷委員に確認をしていただき、適正と判断されたことで受理いたしました

報告事項は以上でございます。

議　　長　次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、７月25日、月曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

（閉会時刻：午前１０時３６分）

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和４年　６月２４日

議　　長

署名委員

署名委員